

一般社団法人日本地域看護学会ウェブサイト管理運用規程

令和7年7月20日制定

(趣旨)

第1 この規程は、一般社団法人日本地域看護学会（以下「本会」という。）がインターネット上に公開するウェブサイトの管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開の目的)

第2 本会がインターネット上に公開するウェブサイトは、学会の広報活動の一環として社会への貢献に資するとともに、会員間において情報を共有することを目的とする。

(定義)

第3 この規程において公式ウェブサイトとは、理事長のもとに本会事務センターが管理するウェブサイト（<https://www.jachn.net/index.html>）をいう。

(公式ウェブサイトの情報公開原則)

第4 公式ウェブサイトは、本会の情報を提供する場であり、その情報公開に当たっては、適切性、正確性及び新鮮度に配慮するものとする。

2 公式ウェブサイトには、次に掲げる情報を掲載してはならない。

- (1) 公序良俗に反する、又はそのおそれのある情報
- (2) 特許権、著作権、出版権又は商標権を侵害する、又はそのおそれのある情報
- (3) 人権及びプライバシーを侵害する、又はそのおそれのある情報
- (4) 団体を誹謗中傷する、又はそのおそれのある情報
- (5) 営利を目的とした情報
- (6) 特定の宗教の布教等に関する情報
- (7) 政党、政治団体等による政治活動等に関する情報
- (8) 前各号に掲げる情報の情報源へのアクセス方法に関する情報
- (9) その他本会の活動を推進する上で不適切と認められる情報

(公式ウェブサイトの管理)

第5 本会ウェブサイトの管理責任者は、理事長とする。

2 管理責任者は、当該公式ウェブサイトの情報内容の更新、廃止、停止等について、責任を有するものとする。

3 管理責任者は、当該公式ウェブサイトの情報内容の更新、廃止、停止等を行うため、運用者を置き、本会広報委員会をもって充てる。

4 管理責任者は、当該公式ウェブサイトの作成・維持・管理およびデータ更新を、本会事務センターに委託することができる。

5 公式ウェブサイトには、当該公式ウェブサイトの内容について責任を負う組織名等を明記しなければならない。

(管理責任者の責務)

第6 管理責任者は、第2の目的を達成し、及び第4の情報公開原則を遵守するため、公式ウェブサイトの体裁、内容等について調整、提案し、必要に応じて運用者に協力を求めることができる。

2 管理責任者は、公式ウェブサイトに、第4第2項に掲げる情報が発見された場合には、運用者に当該事実を提示し改善を求める等の適切な措置を講じなければならない。

3 管理責任者は、公式ウェブサイトの停止権限を有するものとする。

(管理運用)

第7 運用者は、情報を適時かつ適切に提供するため、本会ウェブサイトに常に最新の情報を掲載するよう管理運用する。

2 本会ウェブサイトへの掲載記事等は、本会理事ならびに委員会の長から広く求めるものとし、投稿は次の手順により行う。

(1) 運用者は、記事の投稿があった場合、投稿者に内容の確認を促すメールを送信する。

(2) 運用者は、投稿記事が第2の目的及び情報公開原則に適したものと認めたときは、本会ウェブサイトに掲載する。

(3) 投稿者は、記事が掲載された際、掲載内容等を十分確認し、運用者にその旨連絡する。

3 前項の手順は、本会事務センターに委託することができる。

(公式ウェブサイト利用報告)

第8 運用者は、毎年1回、理事長が定める日までに、当該公式ウェブサイトの利用・管理状況について点検し、理事会に報告しなければならない。

(その他)

第9 この規程に定めるもののほか、公式ウェブサイトの管理に関し必要な事項は、別に定めることができる。

(規程の改廃)

第10 本規程の改廃は理事会の議決によるものとする。

附 則

この規程は、令和7年7月20日から実施する。